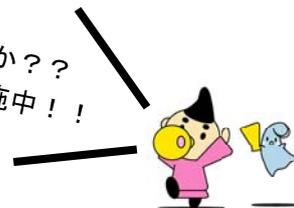


ご意見はありませんか??
パブリックコメント実施中!!



案件名

「個人情報保護に関する法律」の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しに係る本市の考え方（素案）

本案件について市民の皆さまのご意見を募集します。

案件のポイント

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、これまでは、茅ヶ崎市個人情報保護条例に基づき運用していた個人情報保護制度について、原則として国の法律に従って運用することとなりました。法施行後の市における個人情報保護制度等の見直しに係る考え方について、素案をまとめましたので、ご意見をお寄せください。

ご意見の募集期間

令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）

パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民の皆さまから寄せられたご意見を考慮して、計画等の決定をしていくものです。

お問い合わせ：総務部行政総務課 市政情報担当

電話 0467-82-1111（代表）

茅ヶ崎市



「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う 個人情報保護制度等の見直しに係る本市の考え方（素案）

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、市では、(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例の制定及び関連条例等の改廃に向け作業を進めています。

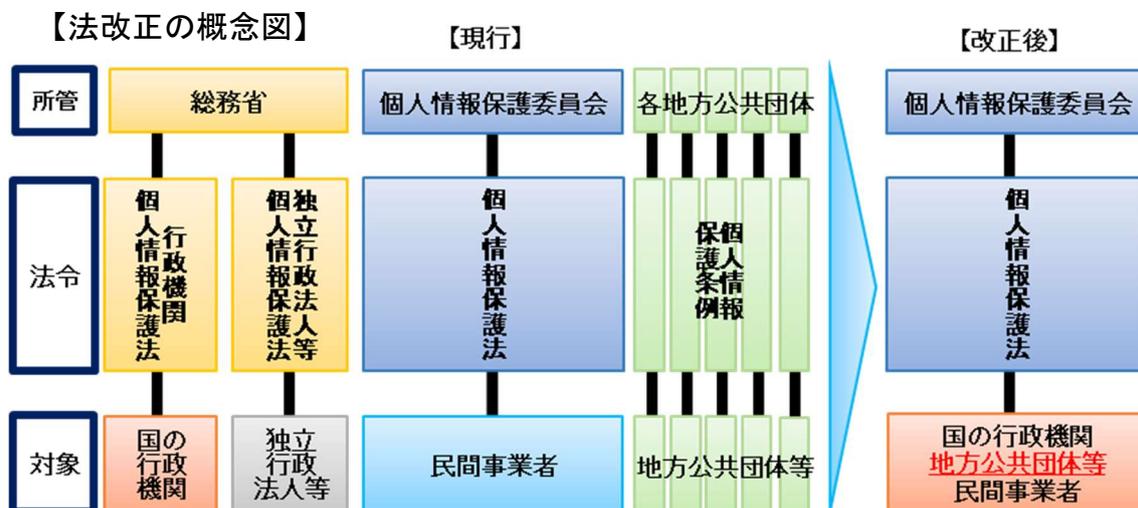
このたび、法律の改正に伴う市の個人情報保護制度等の見直しに係る考え方について、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の答申を踏まえ、条例規定が必要な事項等を次のとおり定めました。

1 背景

(1) 法の概要

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなりました。

この改正により、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が、改正後の法律(以下「法」という。)に一元化されます。



(令和4年1月26日個人情報保護委員会事務局資料「令和3年改正個人情報保護法について」より抜粋)

(2) 法の目的

「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」

(3) 地方公共団体に求められる対応

これまで各地方公共団体が独自に制定した条例に基づき運用してきた個人情

報保護制度は、法施行後は法に則り運用されることとなります。

地方公共団体では、法の範囲内で必要最小限の事項についてのみ条例規定できることから、法施行後、市が独自に条例規定すべき事項等についての検討が必要となりました。

2 法施行後、市が独自に条例規定すべき事項等について

法と現行の茅ヶ崎市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)の規定内容を比較し、これまで現行条例には規定がなく法により新たに対応が必要となった事項も含め、相違点を抽出・分類・整理し、文言の違いなど軽微な差異等を除いた項目について、特に重要な事項としました。

これらの事項について、それぞれ条例規定が必要かどうか等について検討し、次の(1)から(3)までに掲げるとおり、考え方を決めました。

(1) 法施行後、市の条例に定める事項

ア 個人情報ファイル簿及び個人情報の保有状況を記載した帳簿の作成

<p>【法の規定】(第75条)</p> <p>法では、市がどのような個人情報を扱っているのか公表する個人情報ファイル簿を作成することを定めています。しかしながら、この個人情報ファイル簿は、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の場合などについては作成の義務がありません。</p>	<p>【現行条例の規定】(第7条)</p> <p>市では、これまで市民の皆さまが自己に関する情報がどのように扱われているのかを確認することができるよう、個人情報をを用いる事務ごとに作成した「個人情報取扱事務登録簿」を作成していました。これは、取り扱う個人情報の人数に関わらず作成していたものです。</p>
<p>【対応の方向性】</p> <p>引き続き、市の個人情報保護の水準を保つためには、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の場合であっても、取り扱う個人情報に関する帳簿を作成し公表することが必要であることから、法に定められた個人情報ファイル簿とは別に、市独自に個人情報の保有状況を記載した帳簿を作成することとします。</p> <p>なお、市が現在保有している個人情報ファイルのうち、取り扱う個人情報の人数が1,000人未満の個人情報ファイルの割合は約7割です。</p> <p>この帳簿を作成することにより、</p> <ul style="list-style-type: none">①市の内部確認の機会②審議会に報告することによる第三者点検の機会③公表の機会を設けることにより、市民の皆さまに個人情報の扱い方について確認いただく機会(本人関与の機会) <p>の3点を確保し、個人情報の適正な取扱いを図ります。</p>	

イ 開示決定の期限について

【法の規定】（第 8 3 条、第 8 4 条） 法では、保有個人情報の開示請求（以下「開示請求」という。）を受け付けてから30日以内に開示を決定することとともに、各自治体の条例で定めるところにより、それより短い期間に短縮することもできることとされました。	【現行条例の規定】（第 2 1 条） 市では、開示請求を受け付けてから決定までを15日以内に行うものとしていました。
【対応の方向性】 市では、制度を利用される方の利便性を考慮し、法施行後も引き続き、開示請求を受け付けてから決定までを15日以内に行うこととします。	

ウ 開示請求に係る費用について

【法の規定】（第 8 9 条第 2 項） 法では、開示請求する方に対して、手数料を徴収することができることを定めています。また、この手数料の額については、無料とすることも含め、各自治体が条例で定めることとされました。	【現行条例の規定】（第 2 6 条） 市では、開示請求にかかる手数料は無料とし、写しの交付等にかかる実費のみを負担額としていました。
【対応の方向性】 市における個人情報保護制度の目的・趣旨は、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することであり、開示請求権などを定めることで、自己の個人情報について本来有する権利を保障するという考えに基づき、これまで運用されてきました。 市では、こうした考えに基づき、この制度を利用される方ができるだけ利用しやすい額となるよう、法施行後も引き続き、費用負担の額は写しの交付等に要する費用の実費分のみとします。	

※保有個人情報の開示請求：市が保有している個人情報のうち、自己を本人とする個人情報については、市に対して開示を請求することができます。この手続を「保有個人情報の開示請求」といいます。この請求をする場合は、これまでは現行条例の規定により行っていましたが、法施行後は法に基づき行うこととなります。

エ 情報公開・個人情報保護審査会の設置根拠について

【法の規定】（第105条第3項） 法では、審査請求があったときの諮問先は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関とされました。	【現行条例の規定】（第41条） これまで市では、「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」の設置根拠を、茅ヶ崎市附属機関設置条例に置いていました。
【対応の方向性】 法施行後は、審査会が行政不服審査法に基づく機関とされることから、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を条例に規定することとなります。このため、審査会を茅ヶ崎市附属機関設置条例とは別の条例に位置付けることとします。	

※情報公開・個人情報保護審査会：情報公開制度及び個人情報保護制度に関して、開示等の決定等に対して不服がある場合は、審査請求をすることができます。この審査請求の諮問先として、学識経験者や弁護士等から構成される「情報公開・個人情報保護審査会」が設置されています。

オ 情報公開・個人情報保護審議会への諮問案件について

【法の規定】（第129条） 法では、地方公共団体に置く審議会等への諮問について、「専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合」とされました。	【現行条例の規定】（第6条第2号、第7条第3項及び第4項、第8条第4項第8号、第9条第2項第9号、第10条第2項、第47条第2項、第50条） 市では、情報公開・個人情報保護審議会への諮問及び報告事項について、具体的事項を規定していました。
【対応の方向性】 法では、これまでよりも諮問する案件について限定的となりますが、個人情報保護の水準を保つため、引き続き情報公開・個人情報保護審議会からの意見聴取の機会が必要であると考えます。したがって、専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると判断される場合等について、審議会の諮問案件とします。 また、第三者点検が図られるよう、運用状況の報告並びに個人情報ファイル簿及び「個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿」の新規登録や、帳簿の記載事項の変更及び廃止について等を審議会の報告案件とします。	

※情報公開・個人情報保護審議会：情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を行うため、実施機関からの諮問に応じて審議・調査を行ったり、制度に関する重要事項について市長に意見を述べる機関として、個人情報の取扱いに関する学識経験者、弁護士及び公募市民で構成される「情報公開・個人情報保護審議会」が設置されています。

カ 個人情報保護制度の運用状況の公表について

【法の規定】（該当する規定なし） 法では、個人情報保護制度の運用状況について該当する規定はありません。	【現行条例の規定】（第51条） 市では、毎年個人情報保護制度の運用の状況を公表することを定めていました。
【対応の方向性】 市政運営の透明性を確保するため、法施行後もこれまでどおり、毎年、個人情報の保有状況を記載した帳簿の登録状況や、個人情報の開示請求の件数など、制度の運用の状況を公表することとします。	

(2) 法施行後、市の条例に定めない事項

ア 法施行日(令和5年4月1日)時点では導入を見送ることとする事項

(7) 条例要配慮個人情報について

【対応の方向性】 法では、地方公共団体は、地域の特性に応じて「条例要配慮個人情報」を定めることができることとされています。(法第60条第5項) これまで現行条例に規定されていた要配慮個人情報は、法で定められている要配慮個人情報の定義と同様であり、現時点では、市独自に新たに条例要配慮個人情報として取り扱うべき情報も見受けられないことから、法施行時点では、「条例要配慮個人情報」は特段定めないこととします。

(4) 行政機関等匿名加工情報制度について

【対応の方向性】 これまで市では、匿名加工情報に関する規定はありませんでした。 法では、匿名加工情報を提供する制度について、都道府県及び指定都市以外の市町村については、当面の間、運用を保留することが認められています。(法第109条～第123条、附則第7条) 現状では、市町村で匿名加工情報の提供制度を設けている事例がごく少数であることや、既に制度を運用している国の行政機関での事例の蓄積がまだ乏しいことなどから、市では法施行日である令和5年4月1日からの導入は行わないこととします。今後、神奈川県や指定都市における動向を注視していくこととします。

※匿名加工情報:個人情報を、特定の個人が識別できないように加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

匿名加工情報を利用することで、民間企業や研究機関などにおいて新たなサービスの開発や研究の発展などが期待されています。

イ 運用により法施行後も保護の水準を保つ事項

<p>(ア) 要配慮個人情報 の取扱い制 限</p>	<p>【法の規定】(該当する規定なし)</p> <p>法では、要配慮個人情報の取扱いを制限する規定はなく、保有の制限、不適切な利用の禁止及び適正な取得など、個人情報全般と同じ規定のもとで取り扱うこととされました。</p>	<p>【現行条例の規定】(第6条)</p> <p>市では、要配慮個人情報のうち、「本人の人種」、「信条」、「社会的身分」、「犯罪の経歴」、「被疑者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続が行われたこと」及び「少年法による調査、観護の措置など保護事件に関する手続が行われたこと」の6項目については、法令等の規定に基づき取り扱うとき、または審議会の意見を聴いたうえで、取り扱うことに相当の理由があると認めて取り扱うときを除き、原則としてその取扱いを禁止していました。</p>
<p>(イ) 収集の制限</p>	<p>【法の規定】(第61条、第62条、第64条)</p> <p>法では、本人収集の原則について規定はありませんが、市が個人情報を保有するにあたって、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限ることや、不正手段による取得を禁止することなどが定められています。</p>	<p>【現行条例の規定】(第8条第4項)</p> <p>市では、個人情報を収集するときは、本人から収集することを原則(本人収集の原則)としていました。</p>
<p>(ウ) オンライン 結合による提供</p>	<p>【法の規定】(該当する規定なし)</p> <p>法では、オンライン結合による提供を制限する規定はなく、オンライン・オフラインを問わず、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定が設けられました。</p>	<p>【現行条例の規定】(第10条)</p> <p>市では、オンライン結合による提供を行う際は、法令に基づく場合などの例外を除き、あらかじめ審議会の意見を聴くことが義務付けられていました。</p>

【対応の方向性】

(ア)から(ウ)までの項目について、これまで市では、個人情報を適正に取り扱うため、現行条例で一定の制限をかけていましたが、法ではその制限がなくなります。

しかしながら、法においても、個人情報の保有の制限等、適正な取得、安全管理措置、個人情報ファイル簿の作成及び公表の規定等により、個人情報の保護が図られています。

また、法施行後も現行条例に基づく個人情報保護と市民サービスの水準を維持することが必要であることから、

①安全管理措置

②内部確認

③第三者点検

④本人関与の機会

を確保するよう運用してまいります。

※要配慮個人情報：法では、個人情報のうち特に配慮が必要とされるものとして、①本人の人種、②信条、③社会的身分、④病歴、⑤犯罪の経歴、⑥犯罪により害を被った事実、⑦障がいのあること、⑧健康診断の結果、⑨医師等による指導又は診察若しくは調剤等の内容、⑩被疑者又は被告人として逮捕、捜索など刑事事件に関する手続が行われたこと、⑪少年法による調査、観護の措置など保護事件に関する手続が行われたことと定義されています。

これまでも市では、現行条例でこれら①から⑪までの情報については、要配慮個人情報に定めていました。

※オンライン結合：市長などの実施機関が管理する電子計算機と、国、県、他の市町村等の管理する電子計算機やその端末機等の機器とを通信回線を用いて結合し、相手方が実施機関の保有個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にする方法をいいます。

例1：住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステムにより保有個人情報を提供する。

例2：まなびの市民講師の登録者一覧表を、本人同意を得たうえホームページに掲載する。

(3) その他の相違点に対する考え方について

特に重要な事項とした項目のうち、項番2(1)「法施行後、市の条例に定める事項」及び(2)「法施行後、市の条例に定めない事項」に掲げた以外の項目については、法施行後は次のとおり対応することとします。

項目名	対応の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・実施機関、事業者及び市民それぞれの責務や役割 	法の規定により適切な措置や運用が図られるため、条例規定する必要はありません。
<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求等における代理請求 ・開示請求書の記載事項 ・開示義務における不開示情報 ・開示決定通知書等の記載事項 ・開示の実施 ・訂正請求における開示請求前置 	運用等を今後作成するマニュアルに定めること等により対応が可能であるため、条例規定する必要はありません。

3 個人情報保護と市民サービスの水準を保つための留意事項

法施行後も法の趣旨であるデータ流通と個人情報の保護の両立を図りつつ、現行条例に基づく個人情報保護と市民サービスの水準を維持することが必要であることから、留意事項を次のとおり明確にし、マニュアルを作成する等、法施行後の実務における運用についての必要な対応を進めるにあたっては、確実に実行されるよう取り組んでまいります。

安全管理措置	<p>保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報のため、必要かつ適切な措置</p> <p>※安全管理措置については、法に「安全管理措置」(第66条)及び「漏えい等の報告等」(第68条)が規定されています。これらの項目については、法に基づく措置や報告を行うとともに、国の「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」や「サイバーセキュリティに関する対策の基準」等に基づき、現行の「茅ヶ崎市保有個人情報等の管理に関する要綱」や「茅ヶ崎市情報セキュリティ対策基準」等の規定を見直し、安全管理措置を確実に講じるよう対応します。</p>
内部確認	保有個人情報の収集の必要性や収集の範囲を実施機関自らが確認すること
第三者点検	実施機関の保有個人情報の取扱いについて、専門的知見に基づく第三者から意見を聴くこと
本人関与の機会の確保	実施機関の保有個人情報の取扱いについて公表することにより、市民への透明性を確保すること

4 今後のスケジュールについて

法及び(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例施行までの今後のスケジュールは次のとおりです。

日程	内容
令和4年9月1日から9月30日	パブリックコメント
令和4年10月	パブリックコメントの意見集約及び結果の公表
令和4年12月	市議会への条例議案の提案(令和4年第4回定例会)
令和5年1月から3月	市民の皆さまへの広報(広報紙・市ホームページ等)
令和5年4月1日	法施行及び(仮称)茅ヶ崎市個人情報保護法施行条例施行